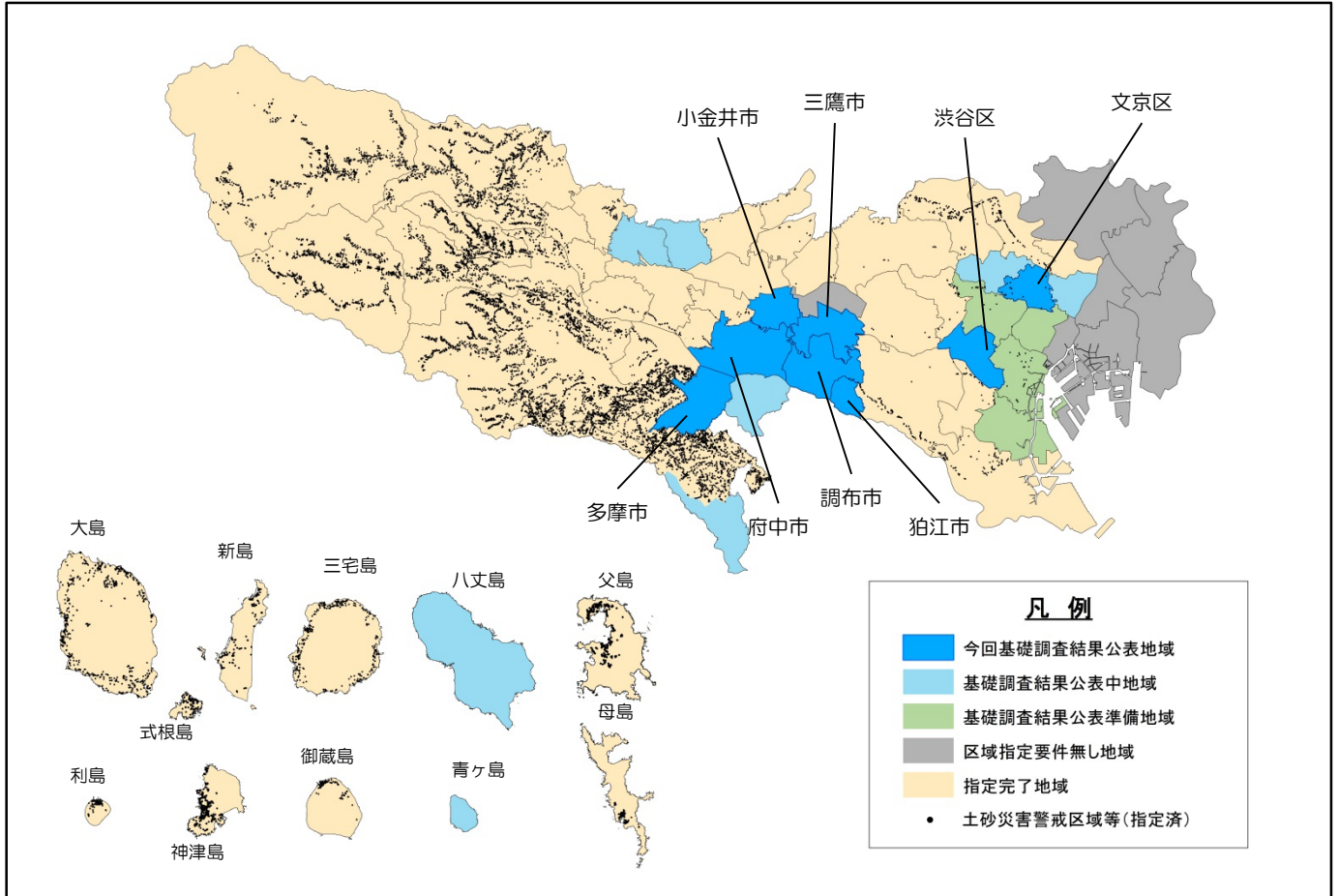


1 土砂災害警戒区域等指定状況

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、都内全域で土砂災害のおそれのある約15,000箇所について、基礎調査※を行い、順次、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。

※ 基礎調査とは、都道府県が溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査することをいいます。



- ・記載されている土砂災害警戒区域等の位置はイメージであり、詳細な位置については、河川部・各区市町村へお問い合わせください。
- ・凡例の「基礎調査結果公表中地域」とは、すでに基礎調査結果が公表され、現在、区域の指定に向け、手続きが進められている地域です。また、「基礎調査結果公表準備地域」とは、すでに基礎調査が完了し、公表に向けた準備が進められている地域です。
- ・港区、新宿区、文京区については一部で区域指定しています。
- ・奥多摩町、檜原村については土砂災害警戒区域のみ指定しています。
- ・中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市については、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定に該当する地形が確認されていません。

2 土砂災害防止法とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

警戒区域では

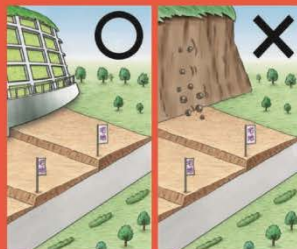


警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

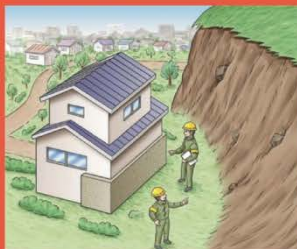
【区市町村】

特別警戒区域ではさらに



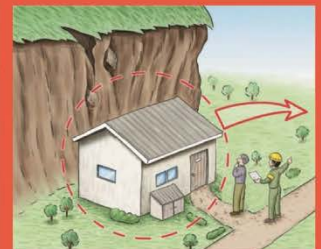
特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や、要配慮者利用施設等の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

3 これまでの指定箇所数

区市町村	累計区域指定箇所数		図面を閲覧できる 建設事務所等	
	警戒区域	うち特別警戒区域		
港区	23	22	建設局河川部	
新宿区	20	14		
文京区	15	11		
目黒区	25	18		
大田区	96	59		
世田谷区	100	79		
中野区	21	11		
杉並区	7	6		
北区	95	71		
荒川区	7	6		
板橋区	149	117		
練馬区	16	12		
立川市	26	22		
昭島市	37	32		
小平市	1	0		
東村山市	11	5		
国分寺市	16	4		
国立市	11	10		
清瀬市	10	10		
東久留米市	14	8		
西東京市	4	2		
八王子市	3,656	3,225		南多摩西部建設事務所
日野市	465	388		南多摩西部建設事務所
町田市	1,749	1,567	南多摩西部建設事務所	
青梅市	1,459	1,385	西多摩建設事務所	
福生市	17	14		
羽村市	28	26		
あきる野市	778	740		
瑞穂町	42	34		
日の出町	669	629		
檜原村	931	0		
奥多摩町	889	0		
大島町	549	512		大島支庁
利島村	90	76		
新島村	186	167		
神津島村	294	229		
三宅村	314	266	三宅支庁	
御蔵島村	93	77	小笠原支庁	
小笠原村	300	276		
合計	13,213	10,130		